

◎佐賀県条例第13号

佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例

佐賀県農業大学校条例（昭和58年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(課程)</p> <p>第6条 養成部に次の課程を置く。</p> <p><u>農産園芸課程</u></p> <p>略</p> <p>2 略</p>	<p>(課程)</p> <p>第6条 養成部に次の課程を置く。</p> <p><u>園芸農産課程</u></p> <p>略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の佐賀県農業大学校条例第6条に規定する農産園芸課程は、この条例による改正後の佐賀県農業大学校条例第6条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該課程に在籍する者が当該課程に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。